○内閣・厚生労働・労働省府令第一号

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第百三十二号）第六条第一項の規定に基づき、労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年二月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎

労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則の一部を改正する命令

労働金庫等に係る金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則（平成十年労働省令総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
別紙様式（法第６条第１項） （日本産業規格Ａ４） 資　産　査　定　等　報　告　書 ［　年３月末現在］ 年　　月　　日 内閣総理大臣　　殿 厚生労働大臣　　殿 住　　所 金融機関名 代　表　者 年３月31日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 ［表略］ （記載上の注意） ［略］ （備考） 労働金庫法（昭和28年法律第227号）第94条第１項において準用する銀行法（昭和56年法律第59号）第24条第１項の規定による報告又は資料の提出をしたときは、当該報告又は資料の提出をもって、本様式による資産査定等報告書の作成及び提出に代えることができる。	**別紙様式**（法第６条第１項） （日本産業規格Ａ４） 資　産　査　定　等　報　告　書 ［　年３月末現在］ 年　　月　　日 内閣総理大臣　　殿 厚生労働大臣　　殿 住　　所 金融機関名 代　表　者 年３月31日現在の資産査定等の状況について以下のとおり報告します。 ［同左］ （記載上の注意） ［同左］ ［加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日の翌日から施行する。